

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 知事、副知事及び教育長の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき給料を減額することとした。（附則第41項関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

1 退職手当の額を引き下げることとした。（第1条～第3条関係）

2 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）

3 その他所要の整備をすることとした。（第3条関係）

4 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 管理又は監督の地位にある職員の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第38項関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 管理又は監督の地位にある職員の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。（附則第40項関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、環境衛生検査等業務手当の支給範囲を拡大することとした。（第5条の2関係）

2 有害物取扱手当の支給対象公所に内水面水産技術センターを追加することとした。（第8条関係）

3 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律及び大気汚染防止法の一部改正に伴い、公害防止等業務手当の支給範囲を拡大することとした。（第8条の3関係）

4 用地交渉等手当の支給対象公所に教育委員会事務局生涯学習文化財課を追加することとした。（第9条の13関係）

5 刑事作業手当の支給限度額を日額又は1回につき4,600円から5,200円に引き上げることとした。（第10条の2、附則第10項、附則第16項関係）

6 国の例に準じ、東日本大震災津波に対処するため原子力災害に係る区域において作業に従事した場合の災害応急作業等手当の特例の支給対象区域から警戒区域及び計画的非難区域を除くこととした。（附則第6項関係）

7 国の例に準じ、職員が特定大規模災害に対処するための作業に従事した場合の災害応急作業等手当及び刑事作業手当の特例等について定めることとした。（附則第11項～第16項関係）

8 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、6及び7は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 岩手県地方独立行政法人評価委員会の所掌等について定めることとした。（第3条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第4条～第10条関係）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を徴収することとした。（別表第3関係）

- (1) 汚染土壌処理業譲渡譲受承認申請手数料
- (2) 汚染土壌処理業合併又は分割承認申請手数料
- (3) 汚染土壌処理業相続承認申請手数料

2 介護保険法の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を徴収することとした。（別表第4関係）

- (1) 介護医療院開設許可手数料
- (2) 介護医療院変更許可手数料

3 次に掲げる手数料の額を増額することとした。（別表第1関係）

- (1) 危険物取扱者免状交付手数料
- (2) 危険物取扱者免状再交付手数料
- (3) 危険物取扱者試験手数料
- (4) 消防設備士免状交付手数料
- (5) 消防設備士免状再交付手数料
- (6) 消防設備士試験手数料

4 次に掲げる手数料の額を減額することとした。（別表第1、別表第3、別表第7関係）

- (1) 容器検査又は容器再検査手数料
- (2) 充填設備変更許可申請手数料
- (3) 破砕業事業範囲変更許可申請手数料
- (4) 砂利採取計画認可申請手数料
- (5) 砂利採取計画変更認可申請手数料

5 汚染土壌処理業に関する省令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第3関係）

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、(2)については公布の日から、3については同年5月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 個人情報保護条例の一部改正

- (1) 個人情報に個人識別符号が含まれることとした。（第2条関係）
- (2) 実施機関が収集してはならない個人情報を要配慮個人情報とし、及び要配慮個人情報を含む個人情報取扱事務を行う実施機関は個人情報取扱事務登録簿にその旨の記載をしなければならないこととした。（第2条、第3条、第4条関係）
- (3) その他所要の整備をすることとした。（第12条、第13条、第69条、第77条関係）

2 情報公開条例の一部改正

非開示情報のうち、個人に関する情報について所要の改正をすることとした。（第7条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)及び(3)（附則第3項の規定を除く。）については、平成30年10月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 要配慮個人情報を含む個人情報取扱事務を行うこととなる実施機関の準備行為について規定することとした。（附則第2項関係）
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項～第5項関係）

◎岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 現行犯事件の臨検等を行うことができる法定外目的税として産業廃棄物税を指定することとした。（第4条の2関係）
- 2 地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条、第12条関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 次に掲げる事務を、新たに紫波町が処理することとした。（別表第2関係）
 - (1) 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (2) 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (3) 医師法及び医師法施行令に基づく医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (4) 歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (5) 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (6) 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (7) 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (8) 臨床検査技師等に関する法律、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律施行令及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (9) 調理師法及び調理師法施行令に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (10) 薬剤師法及び薬剤師法施行令に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (11) 理学療法士及び作業療法士法及び理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (12) 製菓衛生師法及び製菓衛生師法施行令に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
 - (13) 視能訓練士法及び視能訓練士法施行令に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの
- 2 次に掲げる事務を、新たに雫石町が処理することとした。（別表第2関係）
 - (1) 中小小売商業振興法第4条第1項に基づく商店街整備計画の認定等に関する事務
 - (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条の解体工事業者登録簿の閲覧に関する事務
 - (3) 中小小売商業振興法施行令第9条第1項に基づく高度化事業計画の変更の認定等に関する事務
- 3 大気汚染防止法第18条の23第1項に基づく水銀排出施設の設置の届出の受理等に関する事務を、新たに宮古市等3市が処理することとした。（別表第2関係）
- 4 都市計画法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 5 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 6 施行期日等
 - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物処理認定申請等について手数料を徴収することとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 消費者行政活性化基金条例の有効期限を平成31年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金に係る拠出率を引き下げることにした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 基金事業交付金を交付する特別の事情について定めることとした。（第2条関係）

2 財政安定化基金拠出金の徴収について定めることとした。（第3条関係）

3 岩手県国民健康保険特別会計の設置に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条、第6条関係）

4 その他所要の整備をすることとした。（第5条、第7条、第8条関係）

5 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第17号）

1 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 共生型居宅サービスの定義を定めることとした。（第2条関係）

(2) 指定訪問介護事業者が指定居宅介護支援事業者等に対して、サービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならないこととした。（第36条の2関係）

(3) 障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所が、共生型訪問介護の指定を受ける場合の基準について定めることとした。（第42条の2、第42条の3関係）

(4) 介護医療院が訪問リハビリテーションを提供できることとした。（第82条関係）

(5) 看護職員による居宅療養管理指導を廃止することとした。（第90条、第92条、第95条関係）

(6) 障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所が、共生型通所介護の指定を受ける場合の基準について定めることとした。（第114条、第115条関係）

(7) 介護医療院が通所リハビリテーションを提供できることとした。（第138条関係）

(8) 指定通所リハビリテーション事業所の管理者の職務を言語聴覚士に代行させることができることとした。（第142条関係）

(9) 指定短期入所生活介護の利用定員の特例を適用する併設事業所に介護医療院を加えることとした。（第150条関係）

(10) 障害福祉制度における短期入所の指定を受けた事業所が、共生型短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準について定めることとした。（第181条の2、第181条の3関係）

(11) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所及びユニット型指定短期入所療養介護事業所について、介護医療院として必要とされる施設及び設備を有することとした。（第191条、第192条、第207条関係）

(12) 指定特定施設入居者生活介護事業者が、身体的拘束等の適正化を図るため、講じなければならない措置について定める

こととした。(第226条関係)

- (13) 福祉用具専門相談員が指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に対して全国平均貸与価格を説明することとした。(第255条関係)
 - (14) 福祉用具専門相談員が利用者に交付する福祉用具貸与計画書を介護支援専門員に交付することとした。(第256条関係)
 - (15) 病院又は診療所が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の特例を定めることとした。(附則第11項関係)
 - (16) その他所要の整備をすることとした。(目次、第1条、第11条、第15条、第59条、第63条、第69条、第79条、第113条、第135条、第153条、第165条、第168条、第188条、第237条、第238条、第248条、第263条、第265条、第276条、附則第48項関係)
- 2 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正
- (1) 共生型介護予防サービスの定義を定めることとした。(第2条関係)
 - (2) 介護医療院が介護予防訪問リハビリテーションを提供できることとした。(第81条関係)
 - (3) 看護職員による介護予防居宅療養管理指導を廃止することとした。(第88条、第90条、第96条関係)
 - (4) 介護医療院が介護予防通所リハビリテーションを提供できることとした。(第119条関係)
 - (5) 障害福祉制度における短期入所の指定を受けた事業所が、共生型介護予防短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準について定めることとした。(第165条の2、第165条の3関係)
 - (6) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について、介護医療院として必要とされる施設及び設備を有することとした。(第175条、第176条、第192条関係)
 - (7) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、身体的拘束等の適正化を図るため、講じなければならない措置について定めることとした。(第212条関係)
 - (8) 福祉用具専門相談員が指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって利用者に対して全国平均貸与価格を説明することとした。(第251条関係)
 - (9) 福祉用具専門相談員が利用者に交付する介護予防福祉用具貸与計画書を介護支援専門員に交付することとした。(第252条関係)
 - (10) 病院又は診療所が指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の特例を定めることとした。(附則第14項関係)
 - (11) その他所要の整備をすることとした。(目次、第1条、第226条、附則第46項関係)
- 3 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 軽費老人ホームが、身体的拘束等の適正化を図るため、講じなければならない措置について定めることとした。(第17条関係)
- 4 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 養護老人ホームが、身体的拘束等の適正化を図るため、講じなければならない措置について定めることとした。(第16条関係)
- 5 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (1) 特別養護老人ホームが、入所者に対して適切なサービス提供が困難な場合に入所者に紹介する施設に介護医療院を加えることとした。(第12条関係)
 - (2) 特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームが、身体的拘束等の適正化を図るため、講じなければならない措置について定めることとした。(第15条、第36条関係)
 - (3) 特別養護老人ホームが、入所者の病状が急変した場合のため、緊急時の対応方法を定めておかなければならないこととした。(第22条の2関係)

6 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

- (1) 指定介護老人福祉施設が、入所者に対して適切なサービス提供が困難な場合に入所者に紹介する施設に介護医療院を加えることとした。(第8条関係)
- (2) 指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設が、身体的拘束等の適正化を図るため、講じなければならない措置について定めることとした。(第15条、第47条関係)
- (3) 指定介護老人福祉施設が、入所者の病状が急変した場合のため、緊急時の対応方法を定めておかなければならないこととした。(第24条の2関係)

7 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

- (1) 介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設について、施設基準の特例に該当する併設施設に介護医療院を加えることとした。(第4条、第44条関係)
- (2) 介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設が、身体的拘束等の適正化を図るため、講じなければならない措置について定めることとした。(第15条、第46条関係)
- (3) 病院又は診療所が介護老人保健施設に転換する場合の建物に係る特例を平成36年3月31日まで延長することとした。(附則第3項関係)
- (4) 病院又は診療所が介護老人保健施設に転換する場合の屋内の直通階段及びエレベーターの設置に係る特例を平成36年3月31日まで延長することとした。(附則第4項関係)

8 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

- (1) 指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設が、身体的拘束等の適正化を図るため、講じなければならない措置について定めることとした。(第16条、第47条関係)
- (2) 療養病床を有する病院及び老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の従業者の員数に係る特例を平成36年3月31日まで延長することとした。(附則第6項、第7項関係)
- (3) その他所要の整備をすることとした。(第3条関係)

9 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1(13)及び2(8)は、同年10月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとした。(附則第2項関係)

◎指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例(条例第18号)

- 1 指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例を廃止することとした。(本則関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第19号)

- 1 介護保険法第111条第1項から第3項までの規定により、介護医療院の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 従業者の員数について定めることとした。(第3条関係)
- 4 施設について定めることとした。(第4条関係)
- 5 構造設備の基準について定めることとした。(第5条関係)
- 6 内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第6条関係)
- 7 サービス提供拒否の禁止について定めることとした。(第7条関係)
- 8 サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第8条関係)
- 9 受給資格等の確認について定めることとした。(第9条関係)

- 10 要介護認定の申請に係る援助について定めることとした。(第10条関係)
- 11 入退所について定めることとした。(第11条関係)
- 12 サービスの提供の記録について定めることとした。(第12条関係)
- 13 利用料等の受領について定めることとした。(第13条関係)
- 14 保険給付の請求のための証明書の交付について定めることとした。(第14条関係)
- 15 介護医療院サービスの取扱方針について定めることとした。(第15条関係)
- 16 施設サービス計画の作成について定めることとした。(第16条関係)
- 17 診療方針について定めることとした。(第17条関係)
- 18 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等について定めることとした。(第18条関係)
- 19 機能訓練について定めることとした。(第19条関係)
- 20 看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第20条関係)
- 21 食事の提供について定めることとした。(第21条関係)
- 22 相談及び援助について定めることとした。(第22条関係)
- 23 その他のサービスの提供について定めることとした。(第23条関係)
- 24 入所者に関する市町村への通知について定めることとした。(第24条関係)
- 25 管理者による管理について定めることとした。(第25条関係)
- 26 管理者の責務について定めることとした。(第26条関係)
- 27 計画担当介護支援専門員の責務について定めることとした。(第27条関係)
- 28 運営規程の確保等について定めることとした。(第28条関係)
- 29 勤務体制の確保等の遵守について定めることとした。(第29条関係)
- 30 定員の遵守について定めることとした。(第30条関係)
- 31 非常災害対策について定めることとした。(第31条関係)
- 32 衛生管理等について定めることとした。(第32条関係)
- 33 協力病院について定めることとした。(第33条関係)
- 34 重要事項の掲示について定めることとした。(第34条関係)
- 35 秘密保持等について定めることとした。(第35条関係)
- 36 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止について定めることとした。(第36条関係)
- 37 苦情処理について定めることとした。(第37条関係)
- 38 地域との連携等について定めることとした。(第38条関係)
- 39 事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。(第39条関係)
- 40 会計の区分について定めることとした。(第40条関係)
- 41 記録の整備について定めることとした。(第41条関係)
- 42 ユニット型介護医療院の趣旨について定めることとした。(第42条関係)
- 43 ユニット型介護医療院の基本方針について定めることとした。(第43条関係)
- 44 ユニット型介護医療院の施設について定めることとした。(第44条関係)
- 45 ユニット型介護医療院の利用料等の受領について定めることとした。(第45条関係)
- 46 ユニット型介護医療院のサービスの取扱方針について定めることとした。(第46条関係)
- 47 ユニット型介護医療院の看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第47条関係)
- 48 ユニット型介護医療院の食事について定めることとした。(第48条関係)
- 49 ユニット型介護医療院のその他のサービスの提供について定めることとした。(第49条関係)
- 50 ユニット型介護医療院の運営規程について定めることとした。(第50条関係)

- 51 ユニット型介護医療院の勤務体制の確保等について定めることとした。(第51条関係)
- 52 ユニット型介護医療院の定員の遵守について定めることとした。(第52条関係)
- 53 ユニット型介護医療院の準用規定について定めることとした。(第53条関係)
- 54 補則について定めることとした。(第54条関係)
- 55 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～第5項関係)

◎指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

- (1) 共生型障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第55条の2～第55条の5、第72条の2関係)
- (2) 居宅訪問型児童発達支援の事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第72条の7～第72条の14関係)
- (3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所に児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を置かなければならないこととした。(第6条関係)
- (4) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の質の評価を行わなければならないこととした。(第27条関係)
- (5) 指定医療型児童発達支援事業者は、事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこととした。(第64条の2関係)
- (6) その他所要の整備をすることとした。(目次、第1条～第3条、第7条、第49条～第52条、第55条の6～第55条の12、第65条、第67条、第71条の2、第72条、第72条の3～第72条の6、第76条～第81条関係)

2 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正(第2条関係)

- (1) 指定障害者支援施設である指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数及び設備の特例を廃止することとした。(第6条関係)
- (2) その他所要の整備をすることとした。(第1条、第3条、第47条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第21号)

1 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

- (1) 共生型障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第44条の2～第44条の4、第95条の2～第95条の5、第110条の2～第110条の4、第149条の2～第149条の4、第159条の2～第159条の4関係)
- (2) 就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第194条の2～第194条の20、第201条の2～第201条の11関係)
- (3) 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着のための支援を実施しなければならないこととした。(第87条の2関係)
- (4) 指定就労移行支援事業者は、利用者の通勤のための訓練を実施しなければならないこととした。(第167条の2関係)
- (5) その他所要の整備をすることとした。(目次、第1条、第2条、第4条、第6条、第49条、第96条、第97条、第111条、第120条、第121条、第142条、第149条、第150条の2、第152条、第159条、第160条の2、第168条、第172条、第199条、第201条の12～第201条の22、第202条、附則第4項、第5項、第9項、第12項、第16項～第18項、第20項関係)

2 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

- (1) 指定福祉型障害児入所施設である指定障害者支援施設の従業者の員数及び設備の特例を廃止することとした。(第6条

、第9条関係)

(2) その他所要の整備をすることとした。(附則第7項関係)

3 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 生活介護事業者は、障害者の職場への定着のための支援を実施しなければならないこととした。(第44条の2関係)

(2) 就労移行支援事業者は、利用者の通勤のための訓練を実施しなければならないこととした。(第64条の2関係)

(3) その他所要の整備をすることとした。(第2条、第51条、第55条、第56条、第60条、第65条、第69条関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

(3) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、所要の整備をすることとした。(附則第3項関係)

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 介護保険法の一部改正に伴い、償還免除等の対象となる施設に介護医療院を加える等所要の改正をすることとした。(第2条、第9条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県がん対策推進条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 緩和ケアの定義を見直すこととした。(第2条関係)

2 がん対策の推進に関する県の基本的施策に、次の施策を加えることとした。(第10条、第11条、第23条、第24条関係)

(1) がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防に関する知識の普及啓発

(2) がん検診によってがん罹患している疑いがあると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するための環境の整備等

(3) がん患者の家族等の就労に係る相談支援等

(4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る研究の推進

3 その他所要の整備をすることとした。(第12条、第18条、第25条関係)

4 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を平成35年3月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 機構関連事業に係る特別徴収金を徴収することとする等所要の改正をすることとした。(題名、第1条、第2条、第5条、第6条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 農業災害補償法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎獣医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 私立の大学に在学する者に対する獣医師修学資金の一般修学資金の貸付金額の限度額を引き上げることとした。(第5条関係)
- 2 月額120,000円を超える額の一般修学資金の貸付けを受けた期間に応じて、修学資金の償還義務の発生に係る県等において獣医師の業務に従事する期間を延長することとした。(第10条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 漁港施設の占用料及び公共空地等占用料のうち、電柱類及び地下埋設物を設置する場合の額を減額することとした。(別表第2、別表第5関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用料の額等を改めることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 道路の占用料の額を改定する等所要の改正をすることとした。(別表関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 漁港区域に係る海岸保全区域の占用料の額を減額することとした。(別表第1関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 屋外広告物の表示等の許可の基準に係る地域のうち、市街地を形成している区域のうち良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に求められる地域に田園住居地域を加えることとした。(第6条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年7月1日から施行することとした。(附則関係)

◎化製場等に関する法律施行条例及び特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 都市計画法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

- (1) 化製場等に関する法律施行条例(第1条関係)
- (2) 特定区域における産業の活性化に関する条例(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 日影規制に係る対象区域に田園住居地域を加えることとした。(第10条関係)
- 2 田園住居地域に係る建築物の建築に関する制限の特例の許可の申請に係る手数料を徴収することとした。(第17条関係)
- 3 その他所要の整備をすることとした。(第17条関係)
- 4 施行期日

この条例は、平成30年7月1日から施行することとした。ただし、2及び3は、同年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料の額を増額することとした。（第8条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 岸壁に附属する係留を補助するための動力装置を使用する場合の使用料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 2 港湾施設の占用料の額を減額することとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、2及び3(2)は、平成30年5月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎フェリーターミナル条例（条例第37号）

- 1 フェリーターミナルの設置について定めることとした。（第1条関係）
- 2 フェリーターミナルに係る指定管理者による管理について定めることとした。（第2条関係）
- 3 フェリーターミナルに係る指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。（第3条関係）
- 4 フェリーターミナルの施設の使用等の許可について定めることとした。（第4条、第5条関係）
- 5 フェリーターミナルにおける行為の禁止について定めることとした。（第6条関係）
- 6 フェリーターミナルの施設の使用許可の取消し等について定めることとした。（第7条関係）
- 7 フェリーターミナルの施設の原状回復について定めることとした。（第8条関係）
- 8 フェリーターミナルの施設の利用料金について定めることとした。（第9条関係）
- 9 フェリーターミナルの施設の利用料金の免除について定めることとした。（第10条関係）
- 10 フェリーターミナルの施設の利用料金の不還付について定めることとした。（第11条関係）
- 11 フェリーターミナルの施設又は設備を汚損等した場合の損害賠償等について定めることとした。（第12条関係）
- 12 過料について定めることとした。（第13条関係）
- 13 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第14条関係）
- 14 施行期日等

(1) この条例は、平成30年6月1日から施行することとした。ただし、14(2)は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 準備行為について定めることとした。（附則第2項～第4項関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 空港の占用料の額を改定することとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 風俗営業の許可に係る営業制限地域及び風俗営業の営業時間を制限すべき地域に田園住居地域を加えることとした。（第2条、第3条、第7条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成30年7月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 次に掲げる手数料の額を減額することとした。(別表第1、別表第3、別表第4、別表第6、別表第7、別表第9、別表第10関係)

- (1) 風俗営業構造設備変更承認申請手数料
- (2) 特例風俗営業業者認定手数料
- (3) 運搬証明書交付手数料
- (4) 質屋営業許可申請手数料
- (5) 許可証再交付手数料
- (6) 駐車監視員資格者証再交付手数料
- (7) 技能試験免除者大型、中型又は準中型免許試験手数料
- (8) 大型、中型又は準中型免許試験手数料
- (9) 特定第一種又は第二種免許試験手数料
- (10) 技能試験等免除者大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
- (11) 仮免許試験手数料(公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合に限る。)
- (12) 大型自動車、中型自動車又は準中型自動車検査手数料
- (13) 普通自動車検査手数料
- (14) 準中型免許再試験手数料
- (15) 普通免許再試験手数料
- (16) 大型又は普通二輪免許再試験手数料
- (17) 原付免許再試験手数料
- (18) 限定解除審査手数料
- (19) 普通免許技能検定員審査手数料
- (20) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許技能検定員審査手数料
- (21) 大型、中型又は準中型免許教習指導員審査手数料
- (22) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許教習指導員審査手数料
- (23) 国外免許証交付手数料
- (24) 停止処分者講習手数料
- (25) 小型特殊免許臨時高齢者講習手数料
- (26) 違反者講習手数料
- (27) 認知機能検査員講習手数料
- (28) 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料
- (29) 機械警備業務管理者資格者証書換え手数料
- (30) 自動車運転代行業認定申請手数料
- (31) 自動車運転代行業認定証再交付手数料

2 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第5、別表第6、別表第7、別表第11関係)

- (1) 運搬証明書書換え手数料
- (2) 外国人選手銃砲刀剣類所持許可申請手数料(同時申請に係る審査)
- (3) 特定失効者等第一種普通免許試験手数料
- (4) 第一種普通免許試験手数料
- (5) 特定失効者等小型特殊又は原付免許試験手数料
- (6) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
- (7) 仮免許試験手数料(公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合を除く。)

- (8) 仮免許証交付手数料
 - (9) 仮免許証再交付手数料
 - (10) 免許証経由更新手数料
 - (11) 認知機能検査手数料
 - (12) 技能検定員資格者証交付手数料
 - (13) 大型、中型又は準中型免許技能検定員審査手数料
 - (14) 特定第一種免許技能検定員審査手数料
 - (15) 教習指導員資格者証交付手数料
 - (16) 普通免許教習指導員審査手数料
 - (17) 特定第一種免許教習指導員審査手数料
 - (18) 大型車、中型車又は準中型車講習手数料
 - (19) 準中型車講習手数料
 - (20) 普通車講習手数料
 - (21) 大型二輪車講習手数料
 - (22) 原付免許講習手数料
 - (23) 応急救護処置講習手数料
 - (24) 指定自動車教習所職員講習手数料
 - (25) 原付免許初心運転者講習手数料
 - (26) 高齢者講習（75歳未満）手数料
 - (27) 高齢者講習（75歳以上）手数料
 - (28) 臨時高齢者講習手数料
 - (29) 小型特殊免許高齢者講習（75歳未満）手数料
 - (30) 小型特殊免許高齢者講習（75歳以上）手数料
 - (31) 自転車運転者講習手数料
 - (32) 運転経歴証明書交付手数料
 - (33) 運転経歴証明書再交付手数料
 - (34) 特定任意高齢者簡易講習手数料
 - (35) 特定任意高齢者講習（75歳未満）手数料
 - (36) 特定任意高齢者講習（75歳以上）手数料
 - (37) 探偵業変更届出証明書交付手数料
 - (38) 探偵業届出証明書再交付手数料
- 3 特定任意臨時高齢者講習手数料を廃止することとした。（別表第7関係）
- 4 施行期日
- この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則関係）